

ドイツ・インターンシップ体験記

小林 久子

1. はじめに

2010年8月8日から9月9日の約1カ月間、私は、スイス・ジュネーブで2つの国際機関を見学し、ドイツ・デュッセルドルフの法律事務所で2週間半のインターンシップをした後、ドイツ・フランクフルトで日独法律家協会のシンポジウムに参加するという、非常に濃密な時間を過ごしました。そして、欧州の国際機関の活動や国際的な法律実務を実際に見聞する貴重な経験をすることができました。今回、このような貴重な経験をするチャンスを下さった同志社大学法科大学院教授のマルチュケ先生及び関係者の皆様に感謝するとともに、今後海外でのインターンシップを希望する在学生・修了生のために少しでも参考になるよう、私の体験を報告したいと思います。

2. WIPO（世界知的所有権機構）訪問

関西空港を出発し、パリを経て、最初に向かった先はスイス・ジュネーブ。巨大な噴水と湾の周りを散歩し、美しい風景を楽しんだ後、WIPO（World Intellectual Property Organization、世界知的所有権機構）を訪問しました。

WIPOでは、施設を見学した後、歴史、理念、組織、財源、現在直面している課題、今後の目標等について説明を受けました。そして、加盟国や企業への助言、政府や裁判官の教育、各国の国内法整備等を通じて、知的所有権保護に対する意識を向上させ、知的所有権保護を世界で推進するというWIPOの取り組みについて学びました。

3. ILO（国際労働機関）訪問

翌日は、同じくスイス・ジュネーブにあるILO（International Labour Organization、国際労働機関）を訪問しました。

ILOでは、歴史、理念とスローガン、国連からの独立性、労働者・使用者・政府による三者構成といった特徴、法源、日本の占める位置、主要な活動領域などの説明を聞いた後、人事部の方から、組織、構成員、職員の応募・採用方法などの説明を受けました。また、ILOに勤務している日本人スタッフから、ILOの構造と組織、国際労働基準の基本原則と権利の内容、主要な戦略目標とそのための活動手段、監視・報告活動、申立・苦情手続等についての一般的な説明をして頂いたほか、実際に働く中で感じている事や経験談を伺いました。さらに、ILO多国籍企業局では、実際に取り扱っている事案の説明を受け、EUのCSR政策（Corporate Social Responsibility、企業の社会的責任）について議論しました。

日本で労働法を学ぶ際には労使関係や懲戒・解雇を巡る紛争が主要なテーマとなりますが、ILOでは結社の自由・団結権・団体交渉権の保護、強制労働・差別待遇・児童労働の廃止等が最重要課題であり、社会の持続的発展と企業の成長の両立等の新たな取り組みも行われていることから、同じ労働法分野であっても役割や視点の違いを強く感じました。

また、国際機関で働く日本人スタッフの現場での苦勞とやり甲斐も感じられ、非常に興味深く勉強になりました。

4. ドイツでのインターンシップ

(1) 期間・事務所

8月14日から31日までの2週間半は、ドイツ・デュッセルドルフに滞在し、Bird & Bird 法律事務所でのインターンシップを行いました。

Bird & Bird は、イギリスで設立された国際的な法律事務所です。現在、欧州（イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、オランダ、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スロバキア、スウェーデン、フィンランド、ポーランド）とアジア（北京、香港、シンガポール）に事務所を展開しています。ドイツではデュッセルドルフ、フランクフルト、ミュンヘンに事務所があり、私が行ったデュッセルドルフの事務所は約70名の弁護士が所属していました。デュッセルドルフの事務所の主要な部門は知的財産、企業、行政、労働、EU競争法、IT、スポーツで、私の配属は企業部門でした。

(2) 内容

インターンシップ中は、クライアントからの質問に答えるためにいくつかの課題が出されました。例えば、「ドイツの有限会社が日本の株式会社の株式の18%を買おうとしている。もし将来それを売却したく（日本の会社に戻して欲しく）なった場合、日本の会社法では自社株を買い戻すことはできるのか。」「ドイツの有限会社及び日本の株式会社で、定款変更にはどのような手続きが必要か。」「（日本の株式会社が）ドイツの有限会社の事業を譲り受けたのだが、会社の経営が赤字なので経費削減のために企業年金を減額したい。可能か。可能ならば方法を知りたい。」等の質問について調査・報告するというものでした。

また、在デュッセルドルフの日系有限会社の取締役を対象としたセミナーの資料を作成するため、ドイツの隠れた現物出資の理論、キャッシュ・プーリング、債権回収の代替手段としてのファクタリングの利用、債権・債務管理に関する注意点や法的リスクの回避方法等について勉強した他、ドイツの有限会社法やEU競争法について入門書を読んで勉強したり、訴訟案件に関して担当弁護士について法廷へ傍聴に行ったりと、盛りだくさんな毎日でした。

(3) 生活面

インターンシップ中は、勤務日や勤務時間に関する決まりはなく、全く自由でしたが、朝8時半頃出社し、夕方6時半頃まで課題に取り組むことが多かったです。事務所は週末も含めて毎日24時間使えるので、夜まで残る日もありました。

事務所の雰囲気はとてもオープンで、自由に研究や課題を行うことができます。弁護士には一人一室ずつ執務スペースがあり、ドアはいつも開いているので、忙しくない時であればいつでも質問や相談に行くことができます。また、研修生は四人一室で机を並べて各自の課題を行うので、研修生仲間に質問することもできます。

食事については、昼食は研修の担当弁護士とご一緒させて頂いたり、若手弁護士や他の研修生達と一緒に食べに行ったりしていました。ドイツ料理は美味しくないと聞くこともありますが、肉料理もポテト類もボリュームたっぷりでした。夕食は、友達と外食したり、大学寮で自炊したりしていました。私は大学寮に宿泊したので、ドイツ人学生や留学生と関わる機会もあって楽しかったです。

週末は、市内観光の他、デュッセルドルフから近いケルンを観光したり、電車でハノーファー、ブレーメンへ行ったり、オランダ小旅行をしたりして楽しみました。

5. シンポジウム

インターンシップ後は、フランクフルトで3日間行われた日独法律家協会のシンポジウムに参加しました。分野は労働法、会社法、特許法、商標法です。

労働法では、日本労働法における紛争調整制度の現状、付随義務違反に対する懲戒権に関する日独比較、日本の労働審判調整法とドイツにおけるあっせん調停との比較をテーマとした発表がなされ、今日的な問題意識に触れました。

会社法では、日本の会社法とドイツの MoMiG（有限会社法の近代化と悪用防止のための法）の紹介および比較、日本の閉鎖的な株式会社における少数株主保護に関する報告がなされ、比較法的見地から自国の法制度を考える機会となりました。

特許法では、明細書及び特許請求の範囲の記載要件に関する日本の特許法と裁判例の解説、特許出願における記載要件不備に対する日本企業の実務的対応の実例紹介、日本の冒認出願の救済、ドイツ特許法の概要をテーマとした発表がなされました。また、商標法では、商標権の消尽に関する日本と欧州（特にドイツ）での取扱いの比較、日本における文字商標の取扱いに関する報告がなされました。ドイツの特許法、商標法は勉強したことがなかったので、日本の法制度と比較しながら大枠を学ぶことができたのはとても面白かったです。

6. おわりに

今回のインターンシップを通じて、欧州の国際機関の活動について現地で学び、海外の法律事務所で涉外実務を体験できたことは、今後法曹としての進路を考える上で非常に意義のある経験となったと思います。このような貴重な経験をするチャンスを下さった同志社大学法科大学院教授のマルチュケ先生及び関係者の皆様に心から感謝します。今後、海外でのインターンシップに興味のある在学生・修了生の皆様が、積極的にチャンスをつかんで自己の可能性を広げていかれることを期待致します。